

令和4年7月25日

令和4年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月25日（月）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第35号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和4年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、3番黒住委員、4番笠井委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告い

たします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は11番桑内委員、12番大西委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第31号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第31号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年7月4日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が15件、更新が16件、農地中間管理権の新規が5件、更新が1件で、合計37件、85筆、85,982㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見無し)
 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
 議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。
 (議案書に基づいて内容を説明)
 受付番号81から83については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号81について、浦庄地区担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 本日は浦庄字国実担当の黒住委員が欠席しておりますので、現地調査の結果を黒住委員に代わって代読いたします。

 議案第32号 受付番号81について説明いたします。

 農地法第3条の規定による許可申請について、7月15日に吉浦委員、笠井委員と私で申請者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

 申請地は浦庄字国実〇〇〇番〇、登記簿田、現況田、面積585㎡で有償移転となっております。

 譲受人は、現在水稻〇〇〇〇〇㎡、ほうれん草〇〇㎡を夫婦で耕作しており、年間180日農業に従事しています。

 農機具については、トラクター〇台、軽トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しています。

 申請地は、譲受人の家のすぐ北側にあり、これまで水田として利用されており、所有権取得後も水田として利用することとあります。農薬等は、地域防除基準に従い使用することとなっております。

 譲受人の農作業歴は50年で、その内水稻は30年と十分な履歴であります。

 以上のことにより許可相当と考えられます。

 審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号81について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号81は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号82について、高原字平島の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第32号、受付番号82について説明いたします。

7月13日に矢部会長と藤井委員と私の3人で申請地に出向き、農地法第3条第1項、所有権移転の件で、行政書士と譲受人に会い現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、高原字平島〇〇〇番〇で、〇〇〇〇の西側にあり、登記簿、現況ともに田で813㎡です。

譲渡人は農業を営んでいますが、高齢のため規模を縮小したいとのことで、譲受人に農地の所有権を無償の贈与で譲るとのことです。

譲受人については、水稻及び蔬菜等を栽培しており、農業に必要な農機具が全てそろっており、所有する農地の面積は、石井町の下限面積要件を満たしております。

農業従事要件に関して、譲受人は年間270日程従事しております。

権利を取得する農地に関しては、境界が明確であり、隣接する農地等に迷惑をかけることはないと思います。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号82について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号82は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号83について、藍畑字東覚円の担当であります10番吉村委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第32号、受付番号83について説明いたします。
先週、中村委員と桑内委員と私の3人で、現地にてお話を伺ってまいりました。
申請地は周囲と高低差があるため盛土があり、隣接する譲受人の土地を通して耕作をしておりました。
以前から売買について話があり、今回話がまとまって申請に至ったとのことです。
譲受人は、長年農業を営んでおり、現在は家族4人で耕作しております。
農機具も耕作に十分な状況でそろっておりますので、問題はないと思います。
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号83について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号83は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号84については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。受付番号84、高川原字南島の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 それでは、議案第33号、受付番号84、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

7月15日に矢部会長、加藤職務代理、太田事務局長、片岡主幹、大西委員と私の6人で、双方の委任を受けた行政書士立ち会いの下、申請地に出向き、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、県道〇〇線より南約〇〇mの高川原字南島〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、2筆の合計地積は1,404㎡、登記簿は田で、現況は休耕田です。

譲渡人は県外に居住しており、維持管理が難しくなり土地の有効利用を考え、太陽光発電関係業者である譲受人に有償移転をすることにしたとのことです。

譲受人は、申請地に太陽光発電設備の設置を計画しております。

事業計画書によると周囲には既設のコンクリート擁壁があり、盛土はせずに整地後に転圧して防草シートを敷き詰め、内側に120cmの高さのフェンスを施工します。

雨水は地下浸透で麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

草刈りは、年3回以上実施し、周辺土地への影響や問題が生じた場合は譲受人が責任を持って対処するとのことで、対応する譲受人の連絡先の掲示をお願いし、現地確認及び聞き取り調査を終了しました。

審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号84の申請地は、平成4年12月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が県外に居住し、耕作が困難であるため、農地を転用するものであります。

申請地には、国土調査がまだ入っていません。

実測面積は、確定しておりませんが、太陽光発電設備は敷地内に余裕を持って設置する計画になっております。

周囲の地権者と境界について確認しており、境界の内側に余裕を見てフェンスを設置するとのことです。

また、申請地は不陸整正後に転圧の上、防草シートを施工します。

周囲には擁壁、土羽があります。雨水は地下浸透になります。

除草については、適宜、年3回以上行うとのことであります。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社の株式会社〇〇〇〇に売電します。株式会社〇〇〇〇は経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。また、譲受人と株式会社〇〇〇〇は電気売買契約を締結しております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号84について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号84は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、4件受理しました。

報告第35号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和4年7月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思ひます。
慎重審議ありがとうございました。